

1 目的等

太陽光発電設備設置事業につきましては、設備の設置そのものに、直接的に規制する法令等がないことから、市内において、災害の発生が危惧され、市民の生命・財産を脅かすおそれのある危険な場所や国立公園等において、太陽光発電事業計画が進められています。

市では、これらの課題を解決するため、市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、立地に適した場所への導入を図り、もって市民の生命及び財産の保護と良好な景観の形成、豊かな自然環境と生活環境の保全を図ることを目的とした条例の制定を目指しています。

2 背景等

太陽光発電設備は、平成24年7月の固定価格買取制度(FIT)開始以降、全国的に急増し、市内においても同様の傾向にあります。

市では、周辺地域における災害を防止すると共に、良好な生活環境の保全に寄与することを目的として、平成27年10月に「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を施行いたしました。

さらに、太陽光発電事業が急増している状況を受け、地域における様々な課題や懸念に対応するため「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」(平成29年4月)を策定・公表し、現在は、このガイドラインと指導要綱の2つの制度を運用して、太陽光発電設備の適正な立地及び設置の誘導に努めているところであります。

しかしながら、この運用している制度には法的拘束力はなく、現在も、市民の生命・財産を脅かすおそれのある立地場所での事業計画が進められていることから、太陽光発電設備の適正な立地及び設置の誘導には、限界がある状況となっております。

国は、FIT制度の開始以降、全国の各地域でトラブルになる再エネ設備が増加したため、平成29年4月に施行した改正FIT法では、条例も含めた関係法令の遵守を義務付け、関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消し等の対応を行うこととしました。

条例を関係法令に含めたのは、地域の特性や事情が様々であることから、地域でのルールを国が法令等で一方的・一律的に求めることは適切ではないという考え方によるもので、規制等のルールの整備は、地域の実情にあわせて地域で行うというのが、現在のところの国の考えであります。

したがって、当市は、太陽光発電設備の課題に対処するため、当市の考えで独自に規制する条例の制定を目指しています。